

○厚生労働省告示第百八十八号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年四月十六日

厚生労働大臣 武見 敬三

使用薬剤の薬価（薬価基準）及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示

（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正）

第一条 使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

改正前

別表 第1部～第4部 (略)	第5部 内 品名 追 補 (1)	別表 第1部～第4部 (略) (新設)
<u>(モ)</u>	ゾキソザイカゾセル50mg ゾキソザイカゾセル75mg 規格単位 薬価 円	91,796.40 136,544.00
<u>(タ)</u>	ターゼナカゾセル0.1mg ターゼナカゾセル0.25mg ターゼナカゾセル1mg 規格単位 薬価 円	3,920.70 9,576.00 21,547.10
<u>(マ)</u>	ボイデヤ錠50mg 規格単位 薬価 円	2,259.20
<u>(ラ)</u>	ラパリムス顆粒0.2% 規格単位 薬価 円	3,010.20
<u>(ア)</u>	注 品名 射 薬 規格単位 薬価 円	
<u>(イ)</u>	アイリーア 8 mg硝子体内注射液14.3mg/mL 規格単位 薬価 円	181,763
<u>(エ)</u>	イナゾリース皮下注250mgオートインジェクター イナゾリース皮下注250mgシリンジ 規格単位 薬価 円	250mg 2 mL 1 キット 61,520 250mg 2 mL 1 筒 61,520
<u>(ウ)</u>	エゾキーマ点滴静注液345mg 規格単位 薬価 円	345mg 2.3 mL 1 瓶 1,409,928
<u>(カ)</u>	ヒソデムラ配合皮下注 規格単位 薬価 円	5.6mL 1 瓶 604,569
<u>(キ)</u>	フィコンパ点滴静注用 2 mg 規格単位 薬価 円	2 mg 1 瓶 1,962
<u>(ク)</u>	レゾロジル皮下注用25mg レゾロジル皮下注用75mg 規格単位 薬価 円	25mg 1 瓶 184,552 75mg 1 瓶 551,000
<u>(ケ)</u>	外 品名 用 薬 規格単位 薬価 円	
<u>(コ)</u>	ユーパスタ軟膏 規格単位 薬価 円	1 g 12,40

(特掲診療料の施設基準等の一部改正)

第二条 特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 (略)</p> <p>トラロキヌマブ製剤</p> <p>エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤</p>	<p>別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 (略)</p> <p>トラロキヌマブ製剤</p> <p>(新設)</p>

附 則

(適用期日)

1 この告示は、令和六年四月十七日から適用する。

(特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件の一部改正)

2 特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件(令和六年厚生労働省告示第五十九号)を次のように改正する。

別表第九の改正規定中「トラロキヌマブ製剤」を

「トラロキヌマブ製剤
エフガルチギモド

アルファ・ボルヒアルロニダー

ゼ アルファ配合剤」に改める。